

○公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー
大規模国際コンベンション誘致支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション誘致支援助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、京都市から公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）に支出される補助金を用いて、京都市内で開催が検討されている大規模国際コンベンション（以下「会議」という。）のうち、京都市の活性化に大きく寄与すると考えられる会議に対し、その誘致活動経費の一部を助成することにより、会議の積極的な誘致を促進し、国際文化観光都市京都の発展及びコンベンション関連産業の振興に寄与することを目的とする。

(助成の対象となるコンベンション)

第3条 助成の対象となる大規模国際コンベンションは、開催場所が未決定であり、かつ、各号に掲げる要件をすべて満たす学会、会議、総会、大会及びこれに準じるものとする。ただし、コンベンションビューローが特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 京都市内での開催が可能で、かつ会期が3日以上であること。
- (2) 開催会議の予定参加者数が概ね500名以上であること。
- (3) 参加国・地域が3箇国（日本を含む。）以上であること。
- (4) 海外からの参加者数が100名以上であること。
- (5) 主催団体が、国又は地方公共団体以外の公益を目的とする団体であること。
- (6) 営利を目的としない会議であること。
- (7) 特定の個人又は団体の利益を目的としないものであること。
- (8) 政治活動又は宗教的活動を目的としないものであること。
- (9) 申請者及び助成を受けようとする MICE 主催者（以下「主催者等」という。）は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等または同条5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

(助成の交付の対象者)

第4条 本助成金の交付の対象者は、京都市を唯一の国内候補として、大規模国際コンベンションを誘致しようとする者で、海外での活動を含む誘致活動を行うものとする。

(助成の対象となる経費及び限度額)

第5条 助成の対象となる経費は、会議の誘致活動に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 広報宣伝費（企画提案書類、ビデオ・PR 素材等の作成及び誘致に関わる打ち合わせ、プロモーション経費等を含む）
- (2) 印刷製本費
- (3) 会場借上費
- (4) 国際会議開催に係るキーパーソン等の招致経費
- (5) その他特に必要と認められる経費

2 助成金額は、コンベンション1件につき、原則として100万円を超えないものとし、会議の規模や開催期間等に応じて金額を決定する。

(助成金の交付申請)

第6条 主催者等は、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際

コンベンション誘致支援助成金交付認定申請書（第1号様式の1）に、次の各号に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

- (1) 公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション誘致支援助成金交付認定審査依頼書（第1号様式の2）
- (2) 事業計画書又は開催趣意書
- (3) 誘致計画書
- (4) 誘致予算書
- (5) 国内組織体制が分かる書類
- (6) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの
（決定の通知）

第7条 交付決定は、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション誘致支援助成金交付承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 不交付決定は、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション誘致支援助成金交付不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（変更等の承認の申請）

第8条 補助事業等の内容又は経費の配分の変更を行う場合及び補助事業を中止する場合は、速やかに公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション事業変更申請書（第4号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 補助事業等の中止又は廃止に係る承認の申請は、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション事業中止・廃止承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

3 コンベンションビューローは、前2項の申請があった場合において必要があると認めるときは、助成金の交付予定額を変更することができる。この場合において、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション誘致支援助成金交付額変更通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業完了の届出）

第9条 実績報告は、助成対象コンベンションの開催地決定後、2箇月以内に、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション誘致支援助成金認定会議誘致結果報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 誘致活動報告書
- (2) 助成金使途報告書
- (3) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの

（助成金額の決定及び通知）

第10条 コンベンションビューローは、交付すべき助成金の額を確定した場合は、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション誘致支援助成金交付額決定通知書（第8号様式）により、その旨を申請者に通知する。

第11条 主催者等は、京都文化交流コンベンションビューロー大規模コンベンション誘致支援助成金振込依頼書（第9号様式）をコンベンションビューローへ提出し、これを以て、コンベンションビューローは主催者に対し、助成金を支払うこととする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、コンベンシ

ョンビューロー専務理事が別に定める。

附則

この要綱は平成30年3月30日より適用する。